

資料5 維持管理業務一覧

業務名称	業務内容	業務範囲
<b>建物保守管理業務</b>		
建物定期点検	建築物の点検（法定点検）	事業者整備の建物
<b>建築設備等保守管理業務</b>		
自家用電気工作物保安管理及び検針業務	自家用電気工作物点検及び子メーター検針	事業者整備の自家用電気工作物。検針は子メーター全て。
エレベーター設備点検業務	毎月1回、機器・装置の点検を行い、必要に応じて給油・調整・清掃を行う	計画に応じてエレベーター毎に行う
空調設備点検業務	年2回の点検業務 年3回のフィルター清掃を行う	事業者整備の空調設備
シャッター設備点検業務	年3回に分けて電動重量シャッターの点検を行う	事業者整備のシャッター
消防設備用自家発電装置点検業務	年2回の消防用自家発電機の点検業務	消防署への報告書作成含む。
消防設備及び自動火災報知設備点検業務	消防設備及び自動火災報知設備の点検	事業者整備の建物
青果保冷库設備点検	青果保冷库の空調設備等の点検。 年2回のフィルター清掃を行う。	事業者整備の設備
給水システム給配水設備点検業務	年1回の市水給水ポンプ、井水給水ポンプおよび井戸揚水ポンプの点検（各制御盤含む）	事業者整備の設備
共用通路照明灯取替点検業務	月1回の共用通路の照明灯取り替え及び点検	共用通路全て
消防ホース耐圧点検業務	10年以上経過した、消防ホースについて消防法に基づく3年に1回の耐圧試験	事業者整備の消火ホース
貯水槽維持管理業務	「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき建築物衛生管理技術者を選任および貯水槽の点検清掃。 衛生維持管理は随時、貯水槽清掃は年1回。	事業者整備の設備
水質検査業務	「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」等に基づく水質検査。 市水17項目は年2回、市水消毒副生成物12項目は年1回。 井水雑用水2項目は年6回、井水営業用26項目は年1回。	市場敷地内の任意の箇所
水質管理業務	「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」等に基づく水質管理。 7日に1回井水のpH、臭気、外観、残留塩素および市水の残留塩素を測定。	市場敷地内の任意の箇所